

公益財団法人岡山県スポーツ協会 Okayama Sport Up Program

1 目的

- (1) スポーツを好きを育て運動能力を向上させる
- (2) スポーツ選手のパフォーマンスを向上させる
- (3) スポーツ指導者の質を向上させる

2 派遣講師

- (1) J S P O公認アスレティックトレーナー岡山県協議会員・準会員
コーディネーショントレーニング、コンディショニング、ストレッチなど
- (2) (一社)スポーツリズムトレーニング協会
リズムジャンプ、リズムトレーニングなど

3 派遣内容

- (1) 主催者は、岡山県スポーツ協会加盟団体、市町村、市町村教育委員会、
総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校等とする。
- (2) 参加者は、岡山県民を対象としたものとする。
- (3) 1回あたりの指導時間は、2時間程度とする。
- (4) 同一の団体へ派遣する場合は原則1回/年とする。
- (5) 営利を目的としない事業とする。

4 期間

派遣期間は、毎年度5月1日から3月20日までとする。

5 経費

事業に要する経費の内、派遣する指導者の謝金・旅費については公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）が負担する。

6 派遣手続

- (1) 依頼者は、原則として派遣を希望する1ヶ月前までに、派遣依頼申請書
〔様式1〕を本会へ提出する。
- (2) 本会は、派遣講師と日程等を調整する。
- (3) 本会は、依頼者に回答し、講師及び所属長へ派遣を依頼する。
- (4) 依頼者は、派遣講師と詳細について打合せを行い事業実施する。

7 実施報告

依頼者は、事業完了後、10日以内に実施報告書〔様式2〕を本会へ提出する。
報告書を審査後に本会は指導者に謝金の振り込みを行う。

（報告書の内容に不備がある場合は、依頼者に派遣費用の負担をしていただく場合あり）

8 その他

（1）天候不良の場合（台風接近等）、事業の中止を依頼する場合があります。

（2）主催者は、事業実施に係る監督者を定め、十分な係員を配置して、必要な安全対策を行うとともに参加者に対する傷害保険に加入すること。

1 この要項は、平成31年4月1日より施行する。

公益財団法人岡山県スポーツ協会
Okayama Sport Up Program 事務処理要領

1 趣旨

公益財団法人岡山県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、Okayama Sport Up Programにおける講師派遣業務に要する経費（以下「派遣費用」という。）を支払うものとし、事務処理など必要な事項を定めるものとする。

2 派遣費用

派遣費用は、次のとおりとする。

(1) 謝金

- a メイン講師及び有資格者 1回1人あたり 10,000円（2時間程度）
- b 補助スタッフ（下記に定める資格、または同等の資格を保有している者）
1回1人あたり 5,000円（2時間程度）
- c 派遣指導数/1回 原則1～4人

(2) 旅費

- a メイン講師及び補助スタッフへは、本会旅費規程に基づき旅費を支給する。
- b 学生補助 1回1人あたり 一律旅費 3,000円を支給する。

(3) 申請団体は事業終了後、10日以内に実施報告書を本会に提出する。

(4) 本会は提出された実施報告書を確認した後、講師に謝金を振り込むこととする。

3 その他

(1) 同一申請団体へ、同種目の指導者を派遣する場合は原則1回/年とする

(2) 天候不順等による実施の派遣費については、

- ・ 60分以上実施した場合・・・100%
- ・ 60分未満実施した場合・・・80%
- ・ 現地へ行かなかった場合・・・0%

附 則

1 この要項は、平成31年4月1日より施行する。